

## ○東伊豆町がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(平成27年2月12日要綱第1号)

改正 平成31年2月18日要綱第4号 令和2年2月14日要綱第3号

(趣旨)

第1条 町長は、町民の生命の安全を確保するため、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。次条において同じ。）により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転事業を行う者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東伊豆町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和35年東伊豆町規則第22号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、静岡県知事が、静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号。以下「県条例」という。）第3条の規定により指定した災害危険区域若しくは法第40条の規定に基づき、県条例第10条の規定により建築を制限している区域に存する法第3条第2項に規定する既存不適格住宅又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅をいう。

(補助の対象)

第3条 町長は、事業者に対し、次の各号に掲げる経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 危険住宅の除却等に要する経費については、1戸当たり97万5千円を限度とする。
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得及び敷地造成を除く。）に要する資金を銀行その他の金融機関から借り入れた場合における当該借入金利子（年利率8.5パーセントを限度とする。以下同じ。）に相当する額について、465万円を限度とする。
- (3) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に必要な土地の取得に要する資金を借り入れた場合における当該借入金利子に相当する額について、206万円を限度とする。
- (4) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に必要な土地の敷地造成に要する資金を借り入れた場合における当該借入金利子に相当する額について、60万8千円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) がけ地近接危険住宅移転事業計画書(様式第2号)
  - (2) 危険住宅又はその敷地が申請者の所有に属さない場合には、所有者の同意書(様式第3号)及び土地所有者の誓約書(様式第4号)
  - (3) 危険住宅の状況を示す写真(2方向から撮影したもの各1枚)
  - (4) 借地の場合には、借地契約書の写し又は借地を証明する書類
  - (5) 借家の場合には、借家契約書の写し又は借家を証明する書類
  - (6) 危険住宅が所在する土地の登記事項証明書
  - (7) 危険住宅の除却等の場合は、見積書の写し
  - (8) 住宅の建設等の場合は、金融機関等が発行する融資又は融資予定の証明書類
  - (9) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認められた場合には、がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(変更の申請及び承認)

第6条 前条に規定する交付決定の通知を受けた事業者は、移転事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合には、がけ地近接危険住宅移転事業計画変更承認申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- (1) がけ地近接危険住宅移転変更事業計画書(第2号様式)
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請が相当であると認めた場合は、がけ地近接危険住宅移転事業計画変更承認通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(事業の完了報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた事業者が、当該事業を完了したときは、速やかに住宅移転完了報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 新住宅の確認済通知書の写し
- (2) 新住宅及び危険住宅跡地の写真
- (3) 危険住宅の除却等の領収書の写し又はこれに代わる書類
- (4) 住宅建設等に要した資金の借入金額及び利子総額等を証明する書類

(5) その他町長が必要と認める書類  
(補助金の確定)

第8条 町長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、申請者の立会いのもとに検査を行い、補助事業が適正に実施されたと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付確定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、前条の通知を受けた日から速やかに請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、第5条及び前条の規定による事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付を取り消し若しくは停止し、又は返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき。
- (2) 建築関係法令に違反して建築物を建築したとき。
- (3) 工事の完了が著しく遅れたとき。
- (4) 工事を中止したとき。
- (5) この要綱に基づく申請、報告等の内容に偽りがあったとき。

2 町長は、前条の規定により、補助金の交付を取り消し若しくは停止した場合は、がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付取消・停止通知書(様式第11号)により、交付した補助金の返還を決定した場合は、がけ地近接危険住宅移転事業費補助金返還命令書(様式第12号)により事業者へ通知する。

3 前項の規定により、補助金の返還を命じられた事業者は、町長の発する納入通知書により当該補助金を返納しなければならない。

(標識の設置)

第11条 町長は、危険住宅の移転事業が完了したときは、危険住宅の跡地の見やすい場所に標識(様式第13号)を設置するものとする。

(帳簿及び書類の保管等)

第12条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月18日要綱第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月14日要綱第3号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。